



平成 20 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 スター・マイカ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 3230 大証ヘラクレス市場)
問 合 せ 先: 上級執行役員経営企画室長 日浦 正貴
T E L : 03-3568-1770
U R L : <http://www.starmica.co.jp/>

内部統制システム構築の基本方針の変更について

当社は、平成 20 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改訂し、下記の内容としましたのでお知らせいたします。

記

(1) 「取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

企業行動憲章を制定し、役職員が法令及び定款を遵守した行動をとるための行動規範を定めております。またその徹底を図るため、コンプライアンス担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括します。コンプライアンス担当部署は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行います。

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした対応をします。企業行動憲章において、基本方針を社内外に宣言し、社内規程を設けて社内体制の整備をします。また、不当要求防止責任者を定め、警視庁と連携するとともに、社内における教育研修を行います。

内部監査部門は、コンプライアンス部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告するものとします。

当社は、法令順守上疑義のある行為等について、社外の弁護士に直接相談を行う内部通報制度の体制を整備します。

(2) 「取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制」

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存します。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

(3) 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク管理規程を定め、リスク管理担当部署を置き、当該部署の管掌取締役が統括して、リスク管理

体制を構築し、リスク管理状況を定期的に取り締役会及び監査役会に報告するものとします。また、不測の事態が生じた場合は代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、専門家の助言の下、迅速な対応を行なう体制を整えます。

(4) 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

取締役会を月一回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催いたします。また、取締役会は、職務の効率的な執行のため執行役員を選任するほか、職務権限規程・業務分掌規程等の社内規程により、職務権限及び意思決定ルールを定め、適正かつ効率的に職務の執行が行なわれる体制を整備します。さらに、業務の運営状況を把握し、その改善を図るために、内部監査を実施いたします。

(5) 「会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」

関係会社管理規程を定め、関係会社の状況に応じて必要な管理を行います。

(6) 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」

監査役職務を補助する組織は経営企画室とし、監査役の求めに応じて必要な人員を配置することとします。

(7) 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

当該使用人の人事異動・評価等に関しては、あらかじめ監査役会に相談し、意見を求めることとしております。

(8) 「取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制」

代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会において随時その担当する業務の執行状況の報告を行ないます。また、取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し又は発生する恐れがあるときや、役職員による法令・定款違反又は不正な行為を発見したときは、監査役に報告します。

(9) 「その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役の過半数は社外監査役とし、監査の透明性を確保します。また、取締役と監査役の定期的な意見交換会を開催し、会計監査人・内部監査部門との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図ります。また、役職員の監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努めます。

以上